

社保加入時の氏名確認

まだまだ
お日様にはお気を付けて!!

いつも お世話になっております。

そろそろ暑さも やわらいで"きたかな、"と思いきや、今日も暑かったです☀

早く通勤もリ快適に なってくれないかなと 秋の言葉に 期待しています。

(出勤の時に 上り土反があるんです…!)

さて、このたび、厚生労働省より日本年金機構構築院に通知がありました。
内容といたしましては、「従業員様が 社会保険に加入される際、もし
くは扶養者を追加される際の氏名について 間違いがないか、を改めて
しっかり確認しましょう」といったものですが、これに伴いまして、

① 社会保険取得時、扶養異動時は

被保険者・被扶養者(ご配偶者の場合)の

年金手帳のコピー、ない場合は免許証のコピー

を当事務所宛に FAXいただきますよう よろしくお願いたします。

※ これまで 番号のみ お聞きしていたケースもありましたが、

上記のように変更して下さい。

本人確認は 事業主様の義務でもあります、こういったことからしっかりと
徹底することが 従業員様の意識の向上にも 繋がるのかなとも思います。

お手数をおかけしますが、何卒、ご理解ご協力を よろしく願いたします。